

【本人通知制度について】

1 本人通知制度とは

この制度は、筑後市において、登録をした者（以下「登録者」という。）が通知の対象とした住民票の写し等（※）を、本人等の代理人又は第三者に交付した場合に、その事実を通知する制度です。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

※ 住民票の写し等とは、住基法に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届出書の記載事項証明書をいいます。

2 登録について

- (1) 登録の申請受付は、筑後市役所市民課で行います。ただし、受付をした日の翌日（翌日が筑後市の休日の定める条例第1条に規定する市の休日に当たるときは市の休日の翌日）が登録日となります。登録日以降の住民票の写し等の交付が通知の対象となります。
- (2) 代理人による申請は、法定代理人の場合を除き委任状（委任者本人の署名捺印）が必要です。
- (3) 郵便又は信書便による登録申請は、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。
 - ① 疾病その他やむを得ない理由により、窓口での申請をすることができないとき。
 - ② 他市町村（特別区含む。以下市町村という。）に居住しているとき。
- (4) 登録期間は、**登録日から3年間**です。登録期間満了日を経過し、かつ更新の申請がない場合は、自動的に廃止となりますので、あらかじめご了承ください（**登録期間満了に関する事前連絡は行いません。**）。なお、更新の申請は登録期間満了日1月前から受付します。
- (5) 住所の異動や戸籍の届出により、**登録した内容に変更が生じたときは、登録者から住所の異動や戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要**となりますのでご注意ください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合があります。なお、届出がない場合でも、登録者が死亡、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

3 通知について

- (1) 通知は、申請書に記載された登録者の住所（住民登録地）に通知します。
- (2) 住民票の写し等を交付した場合の通知内容は、交付年月日、交付証明書の種別、交付部数、交付請求者の種別です。通知の記載事項以外の内容について確認が必要な場合には、「筑後市個人情報保護条例」に基づく開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、即日の開示ができないことや、同条例の規定の範囲内での開示になりますので、あらかじめご了承ください。

4 その他

- (1) 本制度において登録資格等について確認が必要な場合は、資料等の提示又は提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録の手続きを行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、申請してください。